

平成26年9月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第1415号債務不履行(情報開示)請求事件

口頭弁論終結日 平成26年7月16日

判 決

東京都足立区竹の塚1-29-11 菅野ビル401

原 告 大 西 秀 宜

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

被 告 株 式 会 社 日 立 製 作 所

同代表者代表執行役 東 原 敏 昭

同訴訟代理人弁護士 村 田 雅 夫

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告が平成25年10月14日に作成し被告に対し送付した、個人情報の開示等の請求書に依り生じた債務につき、被告が準拠を公表しているJISQ15001に従い、被告の所有する原告の個人情報について、原告が為したコンプライアンス通報に関する調査資料をはじめとした個人情報を追加し開示せよ。
- 2 被告は、上に示す個人情報の開示等の請求書における不開示内容について、個人情報の保護に関する法律第25条を根拠として“業務の実施に著しい支障をきたすおそれがある”との記載のみで一律に不開示とするのではなく、JISQ15001 3.4.4.5項に規定の通り、理由を説明の上、できる限りの情報を開示せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び被告が付与認定を受けている日本工業規格の「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JISQ15001）」（以下「JISQ15001」という。）に基づいて、被告に開示を求めた情報について、被告から十分な開示がなされなかったとして、被告が開示とした情報の開示等を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実等）

- (1) 原告は、平成12年4月から被告において勤務し、平成24年6月22日付けで被告から懲戒解雇処分を受けた者である。（乙1）
- (2) 原告は、被告在職中、社内において「こもれび」の名で運営されるSNSに書き込み等を行っていたところ、「こもれび」の運営事務局から原告の書き込みに問題があるとの指摘を受けたことがあり、その際の原告と運営事務局とのやりとりのメールが、平成24年1月27日に上記運営事務局の担当者から原告の上司に対して送信された。（甲3）
- (3) 原告は、上記(2)の事実を知り、①被告社内において個人情報の無断収集及び開示が行われており、②これにより上司等の指示で原告の休職を指示する診断書が作成されそうになり休職に追い込まれるところだったとして、同年4月11日付けで、被告におけるコンプライアンス（法令遵守）通報制度に基づくコンプライアンス通報を行った。（甲4）
- (4) 被告のコンプライアンス本部は、同月25日付け書面により、原告に対し、原告の上記通報内容の①についてはコンプライアンス上の問題はないことを確認したとし、②についてはコンプライアンス上問題となることは確認されなかった旨を回答した。（甲5）
- (5) 原告は、同月12日付けで、被告の雇用管理情報問合せ窓口に対し、法29条に基づき雇用管理情報の開示等の請求を行い、被告のIT戦略本部が現在所持している原告の個人情報の開示を請求するとともに、雇用管理情報の取扱いに関する苦情申出を行い、「こもれび」運営事務局による原告の個人

情報の無断収集及び開示が悪質であり、原告に対する処分指示ないし休職指示を受けるに至ったとして、上記運営事務局がいかなる情報を持ち誰にいかなる指示を出したかを把握したいとして情報の開示を求めた。(甲6)

(6) 被告は、同月26日付けで、原告に対し、「IT戦略本部こもれび運営事務局」名で、「こもれび」運営事務局が保管する原告の個人情報を開示したが、原告は、上記の資料は「こもれび」内で取得可能な資料であるとして、他にも原告の個人情報資料が存在するはずであるとして、同年5月7日付けであらためて雇用管理情報の開示等の請求書を作成したが、請求には至らなかった。(甲7)

(7) 被告は、原告が上長のキャビネを無断で搜索して書類を収集し、取締役他に大量のメールを送信(1人100通 計1,500通)したとして、同月8日付けで原告を出勤停止1日の懲戒処分とし、原告が社外サイトへ会社や従業員の実名をあげ、誹謗、中傷、脅迫し、おとしめるような行為を行ったとして、同月30日付けで原告を出勤停止15日の懲戒処分とした。(乙1)

(8) 被告は、原告が、上記出勤停止中においても、会社を誹謗、中傷し、おとしめる行為を継続して行っており、二度の懲戒処分を行うも改悛の情がなくその責任は重いとして、被告所員就業規則53条1項12号の「しばしば懲戒、訓戒を受けたにも拘らずなお悔悟の見込みがないとき」に該当するとして、同年6月22日付けをもって、原告を懲戒解雇とした。

(9) 原告は、平成25年10月14日、被告に対し、法29条に基づき、個人情報の開示等の請求を行い、被告は、同月28日付け開示書により、原告に対し、被告が保有する原告の個人情報として計31項目の開示を行い、原告の処遇歴のうち評価に関する資料、懲戒歴のうち懲戒に関する資料及び入社時提出書類のうち面接記録については、いずれも業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、法25条により開示しない旨を開示書に付記した。(甲1, 2)

2 争点（原告の被告に対する情報開示請求権の存否）

（原告の主張）

- (1) 原告は、被告に対する平成25年10月14日付けの個人情報開示請求において、法29条及びJISQ15001の3.4.4.5項に従った開示を求めたにもかかわらず、被告は、原告が行ったコンプライアンス通報に関する調査資料やその理由となった個人情報について法25条を理由に言及せず、上記法29条及びJISQ15001に準拠した情報開示を行わなかったもので、被告の行為は法29条の違反又は法25条の濫用に当たり、JISQ15001又は景品表示法4条1項に違反する。
- (2) また、被告が原告の開示請求に応じなかったことは、民法90条の公序良俗に違反し、被告には上記開示請求に応じる義務がある。
- (3) 被告は、原告からの開示請求に応じなかった情報として、①甲12号証に関する、被告が準備している原告に対する訴訟に関する原告の個人情報、②原告の為したコンプライアンス通報に対する調査内容に関する原告の個人情報、③原告がコンプライアンス通報により懲戒解雇となった経緯に関する原告の個人情報；を開示すべきである。

（被告の主張）

- (1) 法25条1項は、本人に保有個人データの開示請求権を付与した規定とは解されず、本人は、同項の規定に基づき個人情報取扱事業者に対して保有個人データの開示を裁判手続により請求することはできない。また、JISQ15001は法律ではないから本件請求の根拠となり得ず、景品表示法の援用によっても開示請求権を付与したものと解することはできない。
- (2) 原告が開示を請求する上記①ないし③の情報のうち、②については既に原告が開示済みであり、①及び③は存在せず、③の趣旨が懲戒解雇に至った経緯に関する情報の意味であれば、同情報は存在するが、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、開示することはできない。

(3) 被告は、本件において原告に対する開示対象となる個人情報、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを除き、すべて適正に開示済みであり、原告において開示請求しうる個人情報はもはや存在しない。「業務の適正な実施に著しい支障をきたすおそれがある」ことは、法25条1項但書のみならず、JISQ15001の3.4.4.5bにおいても同様に記載されている。また、法28条によれば、開示しない場合の理由の説明については、努力義務に留められているところ、被告は「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある」ことを明記して原告に回答しているのであるから、被告の説明は十分である。

第3 争点に対する判断

- 1 本件請求は、原告が、平成25年10月14日付けで被告に対して行った個人情報開示請求について、被告からの回答が不十分であったとして、法29条ないし法25条及びJISQ15001に基づき、原告が行ったコンプライアンス通報に関する調査資料をはじめとする個人情報を追加して開示すること等を求める趣旨と解される。
- 2 しかしながら、法29条は開示等の求めに応じる手続に関する規定であり、法25条1項については、法31条及び42条に定める個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体による苦情処理の定め、法32条ないし34条に定める主務大臣による報告徴収、助言、勧告及び命令の規定等にかんがみると、上記25条1項が本人に保有個人データの開示請求権を付与した規定であると解することは困難であり、本人は、同項に基づき、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データの開示を裁判手続により請求することはできないというべきである。

また、JISQ15001の規格（乙2，甲13）についても、本人が個人情報取扱事業者に対して保有個人データの開示を裁判手続により請求することの根拠となるものとは認められず、民法90条の公序良俗違反、景品表示法4

条1項、その他原告が被告に対して開示を請求する根拠として述べる主張はいずれも失当である。

3 したがって、その余の点（被告による開示範囲の適否）について判断するまでもなく、原告の請求には理由がないというべきである。

よって、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

裁 判 官 茂 木 典 子

これは正本である。

平成 26 年 9 月 10 日

東京地方裁判所民事第 16 部

裁判所書記官 吉 村 大 輔

